事件の種類	事件名	印紙	郵便切手	内訳
調停事件別二事件	一般調停、別二調停、寄与分審判	1200円		140円×1、100円×2、84円×5、50円×5、20円×5、10円×10、5円×5、1円×15 (遺留分侵害額(減殺)請求調停は上記内訳×相手方数)
	別二審判(遺産分割・寄与分を除く)	1200円		500円×4、140円×1、100円×2、84円×5、50円×5、20円×10、10円×10、1円×20 (当事者が3名以上の場合、1名増えるごとに500円×2、140円×1、100円×1、84円×2、10円×2、1円× 5を追加)
	277条調停	1200円	3330円	500円×4、140円×1、100円×2、84円×5、50円×5、20円×10、10円×10、1円×20
	遺産分割(調停·審判)	1200円		当事者双方の合計が10名まで1名につき 500円×2、100円×5、84円×5、50円×5、10円×10、5円×5、1円×5 (当事者双方の合計が11名以上の場合、1名増えるごとに500円×2、100円×5、84円×5を追加)
別一事件	下記を除く別一事件(相続放棄、同期間伸長、遺留分放棄を含む。)	800円	470円	84円×5、10円×5 ※堺、岸和田両支部は、事件名「氏の変更」については、1372円(内訳500円×2、100円×1、84円×3、5円×4)、事件名「死後離縁」については、1590円(内訳500円×2、100円×1、84円×5、10円×5、5円×4) ※堺支部は、事件名「遺留分放棄」については、890円(内訳84円×10、10円×5)
	相続の限定承認	800円		84円×申述人の人数×4、10円×5
	子の氏の変更	800円		15歳未満の子については、人数にかかわらず 84円×3 15歳以上の子については、1人あたり 84円×3
	保護者選任	800円		
	失踪宣告	800円		
	失踪宣告取消	800円		
	特別養子の①適格確認(※脚注参照)、②縁組成立、又は離総	800円		
	特別代理人選任	800円		
	親権喪失、親権停止又は管理権喪失の宣告、推定相続人廃除	800円	3368円	
	遺言書検認	800円		84円×相続人の人数×2、10円×相続人の人数、84円×5、10円×5
	養子縁組、遺言執行者選任、同辞任	800円	940円	84円×10、10円×10 ※堺支部は、事件名「遺言執行者選任」及び「遺言執行者辞任」については、2122円(内訳500円×2、100円×1、84円×10、50円×2、10円×6、2円×6、1円×10)
	遺言確認、遺言執行者解任	800円	2122円	500円×2、100円×1、84円×10、50円×2、10円×6、2円×6、1円×10
	戸籍訂正、就籍	800円	2542円	500円×2、100円×1、84円×15、50円×2、10円×6、2円×6、1円×10
	性別の取扱いの変更	800円	820円	OCOMY A CAMYE A OMYE
	市町村長の処分に対する不服申立て	800円	1702円	
	遺留分の算定に関する合意の許可	800円		500円 $ imes$ ( $2+$ ( $2 imes$ 申立人以外の推定相続人数))、 $100$ 円 $ imes$ ( $3 imes$ 申立人以外の推定相続人数))、 $84$ 円 $ imes$ ( $3+$ ( $4 imes$ 申立人以外の推定相続人数))、 $5$ 円 $ imes$ 申立人以外の推定相続人数、 $1$ 円 $ imes$ 5
	児童福祉施設収容の承認、施設収容期間更新の承認(児福28)	800円	3368円	(保護有乙名以上の場合は、「名诣えることに追加」SUUHXZ、84HXI、SHXI丿
	引き続いての一時保護の承認(児福33)	800円	3200円	500円×4、100円×2、84円×10、10円×12、5円×2、2円×10、1円×10 (児童が2名以上の場合、15歳以上の児童1名増えるごとに84円×2を追加、保護者2名以上の場合、1名増える ごとに500円×2、84円×1、5円×1を追加)
別一事件	相続財産管理人·清算人選任	800円		350円×1、84円×10、10円×10
(財産管理)	不在者財産管理人選任	800円		100円×5、84円×20、10円×20、1円×20
	特別縁故者への相続財産分与	800円		
	権限外行為許可、財産管理人·清算人報酬付与	800円		
	相続人捜索公告	800円		
雑事件等	移送申立て		1580円	
	履行命令	500円		
	間接強制、子の引渡実施決定	2000円	3520円	
	強制執行停止	500円		500円×4、100円×2、84円×5、10円×5、1円×10(当事者が3名以上の場合、1名増えるごとに 500円×2、100円×1、84円×1、5円×1を追加)
即時抗告	別一事件:収入印約 別二事件:収入印約 原第の中立子機関が子票	低1800円	3450円	当事者双方の合計が2名まで 500円×2、210円×5、100円×5、84円×5、50円×5 20円×5、10円×5、5円×10、2円×10、1円×10 当事者1名増えるごとに追加 500円×2、210円×2、100円×2、84円×2、50円×2
ツ美知しなっ	原審の申立手数料が不要 ベき者が申し立てみ場合 ①の毛数料け不要(②の800円のみ		2010円	20円×3、10円×3、5円×3、2円×6、1円×5